

令和8事業年度

業務運営に関する計画
(年度計画)

公立大学法人埼玉県立大学

目次

第1	はじめに	- 1 -
第2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 2 -
1	教育に関する目標を達成するための措置	- 2 -
	(1) 教育の内容等に関する取組	- 2 -
	(2) 教育の実施体制等に関する取組	- 3 -
	(3) 教育の質の向上に関する取組	- 4 -
2	学生への支援に関する目標を達成するための措置	- 4 -
	(1) 学習支援及び生活支援に関する取組	- 4 -
	(2) 就職支援等に関する取組	- 5 -
	(3) 障害のある学生に対する支援に関する取組	- 5 -
	(4) 卒業生との交流・支援に関する取組	- 6 -
3	研究に関する目標を達成するための措置	- 6 -
	(1) 研究の方向性及び成果に関する取組	- 6 -
	(2) 研究の実施体制に関する取組	- 7 -
4	地域貢献、産学官連携及び国際交流に関する目標を達成するための措置	- 7 -
	(1) 地域貢献に関する取組	- 7 -
	(2) 産学官連携に関する取組	- 8 -
	(3) 国際交流に関する取組	- 8 -
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 9 -
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	- 9 -
	(1) 迅速かつ適切な意思決定に関する取組	- 9 -
	(2) IRの活用	- 9 -
	(3) 他大学等との連携	- 9 -
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	- 9 -
	(1) 大学院	- 9 -
	(2) 学部	- 9 -
	(3) 地域貢献、研究等	- 9 -
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	- 9 -
	(1) 実績と能力に応じた適正な教職員評価制度・人事制度の構築に関する取組	- 9 -
	(2) 人材の確保と活用に関する取組	- 9 -
4	事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置	- 10 -
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 11 -
1	外部研究資金等の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	- 11 -
	(1) 外部研究資金の獲得に関する取組	- 11 -
	(2) 学生納付金に関する取組	- 11 -
	(3) その他の自己収入確保に関する取組	- 11 -
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	- 12 -
3	資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	- 12 -
	(1) 資産の適切な管理	- 12 -
	(2) 余裕金の運用	- 12 -
4	自主財源の確保に関する目標を達成するための措置	- 12 -

第5	自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 13 -
1	定量的指標の活用に関する目標を達成するための措置	- 13 -
2	評価の活用に関する目標を達成するための措置	- 13 -
	(1) 大学の自己点検・評価に関する取組	- 13 -
	(2) 教員の自己点検に関する取組	- 13 -
3	情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	- 13 -
第6	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	- 14 -
1	施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	- 14 -
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	- 14 -
	(1) 学生や教職員の安全確保等に関する取組	- 14 -
	(2) 化学物質等の適切な管理等に関する取組	- 14 -
	(3) 情報セキュリティ対策の充実にに関する取組	- 14 -
3	危機管理に関する目標を達成するための措置	- 14 -
4	社会的責任に関する目標を達成するための措置	- 14 -
	(1) 法令等の遵守徹底のための取組	- 14 -
	(2) ダイバーシティ推進に関する取組	- 14 -
第7	予算、収支計画及び資金計画	- 16 -
第8	短期借入金の限度額	- 18 -
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	- 18 -
第10	剰余金の使途	- 18 -
第11	公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項（第4条関係）	- 19 -

第1 はじめに

埼玉県立大学は、第3期中期計画に基づき、令和8事業年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

【令和8事業年度における重点事項】

1. カリキュラムの改訂内容を決定し、各種手続を行うなど、令和9年度の次期カリキュラム開始に向けた準備を着実に進める。(◆2, ◆4)
2. 奨励研究制度及びURA制度等により、教員の研究活動を支援し、外部研究資金及び大型研究の獲得・支援を図る。また、プロジェクト研究等について、地元自治体等と連携しながら、地域の関係者へ情報共有するとともに成果を地域社会に還元できるよう検討を進める。(◆51、◆52)
3. 学科・専攻ごとの特色を活かしつつ、低学年時から県内就職に対する関心を高める講義等を実施するとともに、県外出身者に対しても県内就職先への関心を高める取組を実施する。(◆38)
4. 第4期認証評価受審結果を踏まえ、全学的な自己点検・評価及び改善を継続的に行う体制を整備し、本学の内部質保証の一層の推進を図る。(◆24, ◆94)
5. DXの基盤となるネットワークについて高速化や安定化等の増強を図るとともに、学務システム及びLMS(e-learningシステム)の統合を図り、新たな教育手法を支援する。(◆23)

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組

ア 学士課程

(ア) 教育プログラムの適切な運営

- ◆1 令和9年度以降の入学者に適用する新たなディプロマ・ポリシー¹及びカリキュラム・ポリシー²を公表し周知する。
- ◆2 カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の運用を適切に行うとともに、次期カリキュラム改訂に向けて、文部科学省等に必要な申請・届出を行い、承認を受ける。

(イ) 臨地実習の適切な運営

- ◆3 臨地実習の機会の確保と質を向上させるために、既存の実習施設との連携強化を図るとともに、新たな実習施設の確保に向けた取組を継続する。

(ウ) 学士課程教育の見直し

- ◆4 次期カリキュラム改訂に向けて、文部科学省等に必要な申請・届出を行い、承認を受ける。

イ 博士課程

(ア) 博士前期課程

- ◆5 保健医療福祉政策立案や実務に従事する者を対象とした「保健医療福祉政策プログラム」など、大学院改革において計画した新たな教育プログラムについて、運営状況を確認し、必要に応じて見直しを行う。
- ◆6 学部・博士前期課程一貫教育コース履修予定者の大学院授業科目の早期履修を開始する。また、学部・博士前期課程一貫教育コースの選考を適正に実施する。

(イ) 博士後期課程

- ◆7 第4期認証評価の結果を踏まえ、今後のより良い研究指導のため、研究指導計画書の様式を定め、学生毎に研究指導計画を策定し、運用を開始する。
- ◆8 博士前期課程・後期課程一貫（研究継続）コースについて、特別選抜を適切に実施するとともに、説明会の開催や事前相談の実施など、入学希望者に対する相談などの支援を行う。

ウ 入学者受入方針

(ア) 学部

a アドミッション・ポリシー³に基づいた入学者選抜試験の実施

1 ディプロマ・ポリシー：卒業認定及び学位授与に関する方針

2 カリキュラム・ポリシー：教育課程編成及び実施に関する方針

3 アドミッション・ポリシー：入学者受入れに関する方針

- ◆9 入学者選抜が本学が求める学生の能力を的確に評価できているか評価分析を行うとともに、必要に応じて実施方法等の改善を行ったうえで、適切に入学者選抜を実施する。

b 戦略的な入試広報活動

- ◆10 Web や SNS を活用した入試広報を展開するとともに、本学の特徴や魅力を直接 PR できるオープンキャンパスを年3回開催する。
- ◆11 志願者確保に繋げるため、受験者や保護者等のニーズに対応できる高校入試説明会や進路相談会等への参加、大学見学の受入れを年間160回以上、また20校以上の県内高校訪問等を実施する。

c 入学者選抜方法等の検証

- ◆12 令和8年度入学者のデータを使用し、入試区分と成績等の関連について IR データを活用した多面的な調査及び分析を行う。
- ◆13 令和7年度から検討を行っている本学の入試改革について、引き続き検討を行う。

(イ) 研究科

a アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜試験の実施

- ◆14 令和9年度入試から創設する学部から博士前期課程への学内推薦特別選抜について、適切に入学者選抜を実施する。また、必要に応じて、次年度の実施に向けた見直しを行う。
- ◆15 博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれの区分ごとの選抜方法について、実施における課題を検証し、必要な改善を行ったうえで適切に入学者選抜を実施する。

b 戦略的な入試広報活動

- ◆16 Web を活用した入試情報の発信を積極的に行い、大学院入試説明会の動画を2本以上作成するとともに、対面での相談会を実施する。
- ◆17 卒業生や県内医療機関等を中心に、社会人に向けた広報活動を実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する取組

ア 教育能力の向上

- ◆18 教員の教育能力の向上を図るための FD 研修会を前期と後期2回開催するなど高等教育開発センターを中心とした組織的支援を行う。
- ◆19 ティーチング・アシスタントとしての教育機会を提供するとともに、本学の教育活動参加のための研修の実施や、プレFD⁴に関する情報提供を行う。

イ 教育環境の整備

(ア) 情報センター所蔵資料の充実

- ◆20 学習・研究に必要な図書・電子ブック・雑誌・電子ジャーナル・データベースを購入し、資料の充実を図る。

⁴ プレFD：これから大学教員になろうとする大学院生のための職能開発の活動

(イ) 情報センターの利用支援体制の整備

- ◆21 図書の検索方法や電子ジャーナル・データベースの利用方法等に関する講習会を6回以上開催する。
- ◆22 全学を対象としたアンケートを実施し、利用者のニーズを踏まえて情報センターの学習環境の改善を図り、センターの利用促進に取り組む。

(ウ) DXに対応した学習環境整備

- ◆23 DXの基盤となるネットワークについて高速化や安定化等の増強を図るとともに、学務システム及びLMS(e-learningシステム)の統合を図り、新たな教育手法を支援する。

(3) 教育の質の向上に関する取組

ア 教育の内部質保証の推進

- ◆24 「教育の内部質保証の実施に関するガイドライン」に基づき、学修成果の把握・可視化や教育の内部質保証のPDCAサイクル等を推進する。アセスメントプランの見直しを実施する。
- ◆25 新たな大学院教員資格審査基準に基づき、適切に教員評価を実施する。

イ 専門職連携教育の充実

- ◆26 IPW⁵実習及びヒューマンケア体験実習受入れ施設等との連携強化を目的としたIPE⁶/IPW推進コンソーシアムにおける事業を進めるとともに、IPEアドバイザーからの助言と協力のさらなる活用により、学内外のIPEの充実を図る。

2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 学習支援及び生活支援に関する取組

ア 学習・生活支援体制の充実

- ◆27 各学科・専攻ごとに実施計画を策定し学年間交流を実施するとともに、各学生担任教員は、全学生との面談の機会を前期・後期にそれぞれ設け、学生の現状把握と助言指導を行う。
- ◆28 学生が抱える心身の問題に対応するため、保健センター及び臨床心理士(カウンセラー)による相談を実施する。要支援学生については、学生担任教員、事務局とも緊密に連携しながら支援を行う。また、円滑な学生支援のため、教員向けの支援にも取り組む。
- ◆29 学生団体の活動が、安心して円滑に行われるよう、学生団体に向けた説明会を実施する。また、学生が自治会や大学祭等を自主的に企画・運営ができるよう状況に合わせた助言を行う。

イ 経済的に修学が困難な学生に対する支援

⁵ IPW: Interprofessional Work の略で、専門職連携実践を意味する。

⁶ IPE: Interprofessional Education の略で、専門職連携教育を意味する。

- ◆30 「高等教育の修学支援新制度」と本学独自の修学支援制度について、経済的支援を必要とする学生に情報が届くよう丁寧に周知する。また、新たな支援情報や家計急変時の経済支援情報についても迅速に周知する。
- ◆31 日本学生支援機構等の公的団体や病院等の民間団体の奨学金制度について、きめ細やかな情報提供を行うとともに、地方自治体等が実施している給付型の奨学金についても積極的に情報提供を行う。

(2) 就職支援等に関する取組

ア 進路決定支援

- ◆32 就職の早期化等を踏まえ、低学年時からキャリア意識を根付かせるため、キャリアデザイン講座等を通じてキャリアデザインブックの定着・活用を図る。
- ◆33 キャリアカウンセラーによるキャリア相談及び学生担任教員等による個別面談等により、学生の就職活動及び進路決定状況を把握し、学生の適性或希望に合った助言・指導を連携して行う。
- ◆34 自己分析や面接対策、就活マナーなどの各種就職支援講座の開催及び就職活動に関する情報提供など、学生が希望する進路に進めるよう就職支援を行う。
- ◆35 国家試験、教員及び公務員採用試験の合格に向けた職種ごとの対策講座を実施するとともに、個別相談などを通じて、学生個々の状況に応じた学習指導を行う。

イ 県内就職の推進

- ◆36 県内で活躍する卒業生を招いた就職活動スタートガイダンス（全学科・専攻）や、県内施設を対象とした就職説明会等を開催し、県内就職先への学生の関心を高める取組を実施する。
- ◆37 県内の自治体等に就職するための動機づけとして、県内で活躍する専門職等を講師に招き、所属する団体や仕事の魅力を学生に直接伝える機会を作る。
- ◆38 学科・専攻ごとの特色を活かしつつ、低学年時から県内就職に対する関心を高める講義等を実施するとともに、県外出身者に対しても県内就職先への関心を高める取組を実施する。
- ◆39 県内就職を希望する学生の希望に応えられるよう、指定校推薦採用選考枠等を活用しながら県内就職を推進する。

(3) 障害のある学生に対する支援に関する取組

ア 障害のある受験生への配慮

- ◆40 障害のある方への受験上の配慮等について、案内等をホームページで公表し、障害のある受験者の要望に個別に対応する。

イ 障害のある学生への支援

- ◆41 「障害のある学生への支援ガイド」に基づき、障害のある学生に対して合理的配慮の提供を行う。また、必要に応じ、障害のある学生に対し、学生担任教員、障害学生アドバイザー、保健センター、臨床心理士、事務局等が連携し、面談を行い、学生の支援を行う。

- ◆42 障害のある学生支援についての理解を深めるため、全教職員を対象に、研修会を開催する。

(4) 卒業生との交流・支援に関する取組

- ◆43 同窓会と連携してホームカミングデーを開催し、卒業生間及び卒業生と教員とのつながりを強化し、交流の促進を図る。
- ◆44 保健医療福祉や教育の現場で活躍する卒業生を対象に、講習や研修を実施し、資格更新のサポートや最新の知識技術を学ぶ場を提供する。
- ◆45 同窓会評議員や大学に在勤する卒業生教職員を通じて、同窓会における卒業生間のつながりを強化するとともに、同窓会役員との意見交換を適宜行い、同窓会事業の実施を支援する。
- ◆46 学科・専攻・ゼミ等が実施する卒業生との定期的な交流や勉強会について維持・拡大を働きかけるとともに、卒業生現況調査について、様々なチャンネルを通じて情報を発信する等、卒業生の情報把握に努める。
- ◆47 キャリア相談や既卒者向けの求人情報提供等、卒業生向けに行っている就職支援について周知する。

3 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性及び成果に関する取組

ア 研究の方向性

- ◆48 文部科学省科学研究費助成金の採択件数 65 件の達成を目指すため、URA⁷（プレアワード⁸）による申請に係る相談・添削等の支援を行う。
- ◆49 教員の研究能力向上のためセミナー等を開催する。
- ◆50 URA（ポストアワード⁹）及び奨励研究制度等により、大型研究の支援を行う。
- ◆51 地域包括ケアシステムに焦点を当てた研究など、大学として推進すべき研究課題を公募等により選定し、研究開発センタープロジェクト 4 件を実施する。プロジェクト研究については、研究開発センターシンポジウム等で報告を行い地域の関係者等へ共有を図るとともに、研究成果を地域社会に還元できるよう検討を進める。
- ◆52 科学研究費助成金等外部研究費に関する情報提供や応募・申請に関する研修を実施するとともに、URA（プレアワード）による外部資金獲得に向けた支援や URA（ポストアワード）による大型研究遂行支援を実施する。また、その他の研究活動支援策の拡充を検討する。
- ◆53 奨励研究費を、外部研究費の獲得に向けた準備研究の支援や獲得への貢献を評価する観点から配分する。

⁷ URA：University Research Administrator の略で、大学等における研究マネジメントの専門家による研究支援。外部資金獲得や大型研究推進のための取組等により研究者を支援する。

⁸ URA プレアワード：外部資金新規獲得のための申請支援。教員の研究計画や内容についての相談に応じるほか、申請書類の添削指導を行うことで科研費等の外部資金採択件数向上につなげる。

⁹ URA ポストアワード：外部資金獲得後の人的支援。大型研究を獲得した教員が研究を円滑に実施できるよう非常勤研究員を配置する。

- ◆54 教員の研究・地域活動シーズを発掘し、シーズ集を発行する。また、教員の研究シーズの育成に努め、展示会への出展など、教員の研究や共同研究等の成果を積極的に発信する。

イ 研究成果の活用

- ◆55 教員の研究活動を取りまとめ、大学ホームページへの掲載や展示会への参加などで研究成果を発信し、研究成果を大学院生及び学部生の教育研究に積極的に活用するとともに、教育・研究活動への活用状況等について検証する。
- ◆56 学会発表や学術誌、学会誌のみならず、大学ホームページ等を積極的に活用し、県民や企業等に向け研究成果を積極的に発信することを奨励・支援する。

(2) 研究の実施体制に関する取組

- ◆57 URA 機能（プレアワード及びポストアワード）に対応するコーディネータを配置し研究活動を支援する。
- ◆58 URA 機能（プレアワード及びポストアワード）の実効性を高めるための検討を行っている。

4 地域貢献、産学官連携及び国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する取組

ア 地域社会や行政機関等への還元

- ◆59 「オープンカレッジ講座」について、ニーズを踏まえた見直しを行い講座の充実を図る。
- ◆60 大学の教育研究資源を活用し、広く県民を対象とした健康講座などの一般教養講座や高校（中学校）出張講座及び高校生向け開放授業の実施など、中・高校生等向けの講座を開講する。
- ◆61 自治体や保健医療福祉施設、団体等への講師派遣（260回以上）及び自治体の審議会、委員会等への教員派遣（170回以上）を行う。
- ◆62 保健・医療・福祉に関する諸課題に直面する県や市町村等に、地域包括ケアの推進や地域共生社会の実現に向けた研究成果を還元するための取組を行う。
- ◆63 自治体や関係団体等との意見交換を行い、地域の個別ニーズを捉えた支援を実施する。
- ◆64 学内向け Web サイト「地域活動プラットフォーム」を活用し、地域でのボランティア活動や自治体等のイベントの情報を提供する等、学生の自主的な社会貢献活動を支援する。
- ◆65 貸付実績や使用可能施設の写真等をホームページに掲載し、本学の魅力を発信しながら施設貸付を実施する。

イ 保健・医療・福祉人材の資質向上

- ◆66 保健医療福祉や教育の現場で活躍する専門職を対象に、資格の更新やスキルアップにつながる講習や研修を開催する。また、保健医療福祉の専門職を対象として履修証明プログラムに位置づけた多職種連携に関する講座については、実践現場のニーズを踏まえ、講座

の内容や開催方法等を工夫して実施することにより参加満足度の向上を図る。

ウ 実施方法の多様化

- ◆67 オープンカレッジ講座等について、オンラインなどの遠隔方式と対面方式のそれぞれの長所・短所を踏まえ、適切な方式で実施する。その際、遠方からの参加が可能となるよう、オンライン方式を積極的に採り入れる。

(2) 産学官連携に関する取組

- ◆68 教員の研究・地域活動シーズを発掘し、シーズ集を発行する。研究シーズの育成に努め、展示会への出展など、教員の研究や共同研究等の成果を積極的に発信することで企業ニーズを発掘し、企業等との共同研究等の獲得を目指す。また、自治体等との事業・イベントに参画し連携を推進する。

(3) 国際交流に関する取組

- ◆69 研究成果の国際学会での発表や外国語による論文作成を奨励する。特に、高等教育開発センター及び大学院教務委員会を中心に、大学院生の研究成果を国際的に発信するための支援を強化する。
- ◆70 学術交流協定に基づく学生派遣の実施や本学独自の助成金支給などにより、学生の国際交流活動を支援する。また、協定留学生の受入プログラムを整備する等、短期留学生の受入れ再開に向けて準備を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 迅速かつ適切な意思決定に関する取組

- ◆71 認証評価における課題への対応を踏まえた業務の運営状況等を確認した上で、必要な組織の見直し等を検討する。

(2) IRの活用

- ◆72 IRの推進を図るとともに、大学運営における意思決定に資する分析・報告を行う。

(3) 他大学等との連携

- ◆73 埼玉大学との包括連携協定に基づく事業や、「彩の国 Komvux プラットフォーム」事業への参加、4大学による彩の国連携力育成プロジェクトの実施等、県内他大学等と教育・研究・地域貢献における連携を推進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 大学院

- ◆74 学部・博士前期課程一貫教育コースや、養護教諭一種免許状履修証明プログラムなどを通じて、学部と大学院が連動した教育に取り組む。

(2) 学部

- ◆75 「健康行動科学専攻」の「健康情報学専攻」への名称変更に伴う教育体制や教育課程等の変更を適切に実施する。

(3) 地域貢献、研究等

- ◆76 各センター組織において地域貢献や研究等に取り組むとともにその取組が効果的・効率的な取組となっているか確認し、必要であれば見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 実績と能力に応じた適正な教職員評価制度・人事制度の構築に関する取組

- ◆77 人事評価結果の処遇への反映について適切に運用するとともに、制度運用における課題等について、継続的に検証を行う。

(2) 人材の確保と活用に関する取組

ア 優秀な教員の確保

- ◆78 公募を基本としながら、本学の運営に必要な教員採用を進める。また、教育研究活動、学内運営及び社会貢献等において顕著な業績を挙げ、今後の学内運営に意欲を持った者を選考するための公正な昇任事務を行う。

イ 法人固有職員の増加

- ◆79 毎年度計画的に採用を行い、大学特有の事務を担当する職員を中心に法人固有職員化を進める。

ウ SD¹⁰研修の実施

- ◆80 全教職員を対象にした研修会を3回以上開催するなど、大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるためのSD研修（スタッフ・ディベロップメント）を体系的に実施する。

エ 多様な働き方に対応するための取組

- ◆81 子育てや介護との両立、在宅勤務制度などによる教職員の多様な働き方に対応した制度の構築に引き続き取り組む。

4 事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置

- ◆82 事務職員の人事評価の一つである実績評価において、各自が担当する事務の見直しについて計画・実行・検証する仕組みの徹底を図る。
- ◆83 デジタル化の推進による事務の運用の改善・最適化を行う。また、既存システムの統合を含めた改善を図り、効率化を進める。

¹⁰ SD：教育研究活動等の適切かつ効果的な運営をはかるための研修その他の取組（FDを除く）

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金等の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金の獲得に関する取組

- ◆52 科学研究費助成金等外部研究費に関する情報提供や応募・申請に関する研修を実施するとともに、URA（プレアワード）による外部資金獲得に向けた支援やURA（ポストアワード）による大型研究遂行支援を実施する。また、その他の研究活動支援策の拡充を検討する【再掲】。
- ◆53 奨励研究費を、外部研究費の獲得に向けた準備研究の支援や獲得への貢献を評価する観点から配分する。【再掲】
- ◆54 教員の研究・地域活動シーズを発掘し、シーズ集を発行する。また、教員の研究シーズの育成に努め、展示会への出展など、教員の研究や共同研究等の成果を積極的に発信する。【再掲】

(2) 学生納付金に関する取組

ア 適正な金額の設定

- ◆84 他大学の動向等を注視しつつ、社会情勢の変化等も踏まえ、学生納付金等について適正な金額設定等の検討を行う。

イ 授業料等の確実な収納

- ◆30 「高等教育の修学支援新制度」と本学独自の修学支援制度について、経済的支援を必要とする学生に情報が届くよう丁寧に周知する。また、新たな支援情報や家計急変時の経済支援情報についても迅速に周知する。【再掲】
- ◆31 日本学生支援機構等の公的団体や病院等の民間団体の奨学金制度について、きめ細やかな情報提供を行うとともに、地方自治体等が実施している給付型の奨学金についても積極的に情報提供を行う。【再掲】
- ◆85 口座振替による納付が困難な場合には、早期の相談と徴収猶予又は分納納入の申請を促すとともに、申請後の債権管理を適切に行う。これらの申請に基づかない未納については、定期的に学生及び保証人に対して納入指導や督促を実施する。

(3) その他の自己収入確保に関する取組

ア 施設の有効活用

- ◆65 貸付実績や使用可能施設の写真等をホームページに掲載し、本学の魅力を発信しながら施設貸付を実施する。【再掲】

イ 寄附の積極的な募集

- ◆86 寄附拡大のため、ホームページや広報紙等を活用して、多方面に向けた広報活動を実施する。特に、卒業生等の本学にゆかりのある者に対しては、積極的に寄附の働き掛けを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ◆87 予算編成プロセスにおいて、費用対効果の検証等による事業の見直しや過去の決算分析に基づく経費の見積もりを行うことにより、限られた財源の有効活用を図る。
- ◆88 夏季休業期間中の閉学期間設定等による光熱水費の抑制や、ペーパーレス化の取組等による印刷関連経費の節減を図る。また、教職員に対して経費節減の取組を促す通知を発出する等の取組により、全学的なコスト意識の涵養を図る。
- ◆83 デジタル化の推進による事務の運用の改善・最適化を行う。また、既存システムの統合を含めた改善を図り、効率化を進める。【再掲】

3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

(1) 資産の適切な管理

- ◆89 教育研究用備品について、管理状況の文書調査を実施するとともに、取得金額が高い備品を中心に現物確認を進めることで、適切な管理を行う。また、調査等により把握した遊休備品について、学内での有効活用の方法を検討する。
- ◆90 委託業者と連携した施設の保守管理を行い、不具合が生じた場合には速やかに対応及び修繕等を行う。

(2) 余裕金の運用

- ◆91 四半期ごとに資金計画を作成し、業務上の余裕金が生じた場合は、定期性の預貯金による運用を基本としつつ、金融市場の動向等も注視しながら、より有利な運用方法の検討を行う。

4 自主財源の確保に関する目標を達成するための措置

- ◆92 科学研究費助成金をはじめとする外部研究資金の獲得や、学生納付金及び財産貸付料の確保、寄附の募集等に総合的に取り組み、令和8年度決算における自主財源比率を44%以上にする。

第5 自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 定量的指標の活用に関する目標を達成するための措置

- ◆93 年度計画において定量的な目標を設定し、取組を推進するとともに、業績評価指標の動向を把握する。

2 評価の活用に関する目標を達成するための措置

(1) 大学の自己点検・評価に関する取組

- ◆94 全学的な自己点検・評価の体制を改めて整備し、本学の自己点検・評価に係る取組を明確にするとともに、その評価結果を必要に応じて次年度以降の業務改善に反映させる。

(2) 教員の自己点検に関する取組

- ◆95 教育・研究・地域貢献活動について教員が自己点検し、その結果を学内外に公表する。

3 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ◆96 ホームページやSNSによる100件以上の情報発信や広報紙の発行等を通じて、大学の諸活動の情報を積極的に発信する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- ◆97 適切な管理・保全のための長期修繕計画を基に、計画的な整備を実施する。
- ◆98 環境・省エネルギーに配慮した機器の採用やユニバーサルデザイン化に対応した施設・設備の改修を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 学生や教職員の安全確保等に関する取組

- ◆99 定期的な職場巡視による良好な学内環境の維持に努めるとともに、健康診断等の実施、教職員の時間外勤務の削減や年次有給休暇の取得促進など健康の保持増進に取り組む。

(2) 化学物質等の適切な管理等に関する取組

- ◆100 有害物質等の購入・保管等を適正に行い、不要となった物質等は適正に廃棄するなど、適切な管理・処分を行うとともに、管理状況を随時確認する。また、有害物質等に関する講習を実施し、研究に従事する教員等の受講を促す。

(3) 情報セキュリティ対策の充実にに関する取組

- ◆101 必要に応じて、情報セキュリティポリシー等の規程類を改正する。また、情報セキュリティ意識の更なる涵養を目的とした研修を2回以上実施するとともに、学内へのセキュリティ情報の発信を12回以上行う。

3 危機管理に関する目標を達成するための措置

- ◆102 災害対策本部設置規程、業務継続計画、本部運営マニュアルに基づいた訓練を実施する。

4 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 法令等の遵守徹底のための取組

- ◆103 「ハラスメント等の防止及び対策に関する規程」及び「ガイドライン」について、学生向けガイダンスや教職員新任者研修で取り上げるなど、ハラスメント等の防止に向けた啓発を進めるとともに、ハラスメント及びその他の人権侵害行為の防止に向け、教職員研修会を開催する。

(2) ダイバーシティ推進に関する取組

- ◆104 ダイバーシティに関するガイドラインを策定し、ダイバーシティ推進に資する取組を着実に実施する。また、教職員が仕事と育児・介護を両立できるように、分かりやすい情報提供と研修会を企画・実施する。

- ◆105 一般事業主行動計画に基づき、女性管理職等の登用推進や性的少数者等への理解促進に向けた研修の企画など、ダイバーシティ推進に資する取組を着実に実施する。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

令和8年度予算

(単位：百万円)

区 分	金額
収 入	
運営費交付金	2, 274
補助金等収入	282
自己収入	949
授業料等	899
雑収入	50
受託研究等収入及び寄附金収入	46
施設整備費補助金	1, 148
目的積立金取崩	251
計	4, 950
支 出	
業務費	3, 253
教育研究経費	699
人件費	2, 554
一般管理費	510
受託研究等経費及び寄附金事業費等	40
施設整備費	1, 148
計	4, 950

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、金額の計が一致しないことがある。

2 収支計画

令和8年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金額
費用の部	4, 2 0 9
經常費用	4, 2 0 9
業務費	3, 5 0 9
教育研究経費	9 1 5
受託研究等経費	4 0
人件費	2, 5 5 4
一般管理費	4 6 7
財務費用	4
雑損	—
減価償却費	2 2 9
臨時損失	—
収益の部	3, 9 2 3
經常収益	3, 9 2 3
運営費交付金収益	2, 2 7 4
授業料収益	1, 0 6 0
入学金収益	1 3 5
検定料収益	2 0
受託研究等収益	3 1
寄附金収益	1 5
施設費収益	5 5
補助金等収益	2 8 4
雑益	5 0
臨時利益	—
純利益	△ 2 8 5
目的積立金取崩額	2 4 4
総利益	△ 4 1

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、金額の計が一致しないことがある。

3 資金計画

令和8年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	5, 1 5 3
業務活動による支出	3, 6 6 1
投資活動による支出	1, 1 8 3
財務活動による支出	1 0 6
翌年度への繰越金	2 0 3
資金収入	5, 1 5 3
業務活動による収入	3, 5 5 2
運営費交付金による収入	2, 2 7 4
授業料等による収入	8 9 9
受託研究等収入	3 0
補助金等収入	2 8 2
寄附金収入	1 5
その他の収入	5 0
投資活動による収入	1, 1 4 8
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	4 5 4

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、金額の計が一致しないことがある。

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

5億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第 1 1 公立大学法人埼玉県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項（第 4 条関係）

1 施設及び設備に関する計画

整備の内容	予定額	財源
<ul style="list-style-type: none">・ 体育館天井板改修工事・ 中央監視設備改修工事・ 電灯設備改修工事・ 非常用発電機設備改修工事・ 空調設備改修工事・ 情報システム機器設備等更新工事・ 設計委託	総額 1, 1 4 8 百万円	施設整備費補助金

2 法第 4 0 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
積立金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし